

(令和3年3月25日 庁議)

部等名	福祉保健部
-----	-------

件名	「山梨県ギャンブル等依存症対策推進計画」の策定について（協議）
経緯	<ul style="list-style-type: none"><li>○ ギャンブル等依存症により不幸な状況に陥る人をなくし、健全な社会の構築を目指し、国の基本計画や本県のギャンブル等依存症の現状等を踏まえ、ギャンブル等依存症対策の推進に関する基本的な考え方や具体的な施策、指標などを示した、「山梨県ギャンブル等依存症対策推進計画」を策定する。</li><li>○ 策定のポイント ギャンブル等依存症は、ギャンブル等のコントロールができなくなる状態で、誰でもなり得る身近な問題である一方、関係機関による連携した支援により効果的な予防及び回復が可能であることを基本的な考え方で設定。 依存症の予防を目指す「発症予防」、依存症関連の問題がある人の早期発見・適切な介入を行う「進行予防」、本人及び家族への回復支援を行う「再発予防」の各段階に応じた施策を計画に取り入れている。</li><li>○ 策定経過<ul style="list-style-type: none"><li>9月 2日 山梨県ギャンブル等依存症対策懇談会</li><li>1月 15日 山梨県ギャンブル等依存症対策懇談会（書面開催）</li></ul></li><li>○ 県民意見提出制度実施要綱に基づき、「山梨県ギャンブル等依存症対策推進計画」（素案）について県民から意見を募集した。<ul style="list-style-type: none"><li>・意見募集期間：令和3年2月8日～2月22日</li><li>・募集結果：5件（1名）</li><li>・意見への対応：記述済み 2件、実施数段階検討 2件、反映困難 1件</li></ul></li></ul>
内容	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 意見募集の結果を踏まえ、「山梨県ギャンブル等依存症対策推進計画」を別添のとおり策定し、県民に公表する。</li></ul>

# 山梨県ギャンブル等依存症対策推進計画案の概要



## 趣旨

ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた対策を講じ、安心して暮らすことのできる社会の構築を目指す。

## 位置づけ

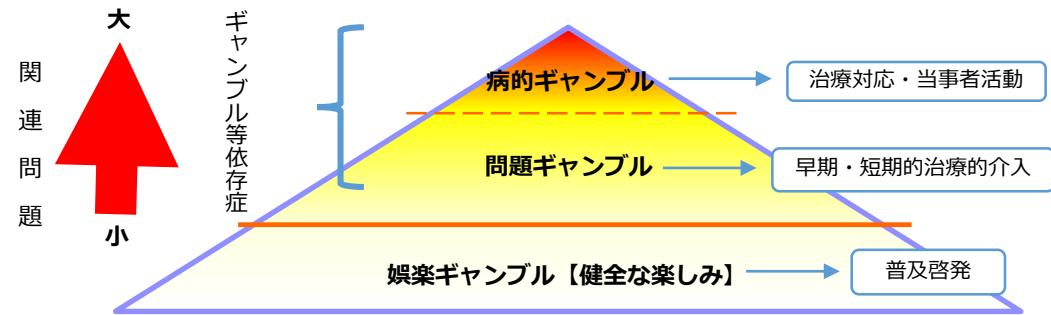
ギャンブル等依存症対策基本法に定める  
「都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画」

## 期間

R3年度～R5年度（3年間）

## ギャンブル等依存症の定義

「病的賭博」、「ギャンブル障害」に限らず、ギャンブル等にのめり込むことにより、日常生活又は社会生活に支障が生じている状態。



## 依存症の状況

日本医療研究開発機構（AMED）調査による推計  
生涯を通じて「ギャンブル等依存症が疑われる者」 山梨：約2万2百人  
(成人の3.6%、H27年度人口動態統計より算出。)

精神保健福祉資料により算出した有病率（人口10万対）

	H27	H28	H29
全国	2.09	2.31	2.76
山梨	<b>2.40</b>	<b>1.93</b>	<b>4.62</b>

(※R2年度厚生労働省において実態調査実施し、有病率を算出予定)

## 医療提供体制

専門医療機関：住吉病院（R2.3月選定）（選定済み：21道府県）

専門医療機関における外来患者の内訳（性別・年代別、実人数）（H30年度、R元年度実績）

	~19歳	20~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60~69歳	70歳~	
	H30	R元	H30	R元	H30	R元	H30	R元
男性	0	0	8	12	20	19	5	7
女性	0	0	1	0	1	0	1	3

## 相談支援体制

相談拠点：精神保健福祉センター（R1.8月設置）（設置済み：34都府県）

※専門医療機関、相談拠点ともにR2.3月末時点の状況

## 研修受講状況

依存症対策全国センター研修の受講状況（R2.3月末時点）

治療指導者：医師2人、精神保健福祉士2人

相談対応指導者：精神保健福祉士2人、社会福祉士1人、臨床心理技術者1人

## ①正しい知識の普及、②相談支援体制の強化

## ③回復支援・社会復帰支援の促進、④医療提供体制の強化

## ⑤切れ目のない支援体制の構築

## 基本的事項

## 現状

## 課題

## 共通認識

### 誰でもなり得る身近な問題

### コントロールができなくなる状態

### 適切な介入により効果的な予防及び回復が可能

### 様々な機関が連携した支援が必要

## 具体的な施策

### 発症予防

#### 【一次予防】

### 進行予防

#### 【二次予防】

### 再発予防

#### 【三次予防】

##### ① 普及啓発の強化

- 教員への研修実施と生徒への周知（若年層対策）
- ギャンブル等依存症問題啓発週間等における普及啓発・・・etc

##### ② 相談支援体制の強化

- 依存症相談の実施
- 精神保健福祉センターにおいて依存症家族教室の実施・・・etc

##### ③ 回復支援・社会復帰支援の促進

- 精神保健福祉センターにおいて依存症当事者グループミーティングの実施
- 精神保健福祉センターにおいて依存症回復支援プログラムの開催・・・etc

##### ④ 医療提供体制の強化

- 依存症専門医療機関の周知
- 依存症対策全国センターによる研修への県内医療従事者を派遣・・・etc

##### ⑤ 切れ目のない支援体制の構築

- 弁護士、司法書士による多重債務相談の実施
- 関係団体で構成する依存症連携会議の開催・・・etc

## 指標

### ギャンブル等依存症問題啓発週間等における普及啓発活動の実施

(Webを活用した周知の実施、県民向け講演会等の開催（年1回）)

### 社会資源と連携したプログラムの実施

(県内の社会資源と連携した回復支援プログラム)

(当事者向け及び家族向け) の実施

### 依存症対策全国センターが実施する指導者養成研修受講者の充実

(年間1名以上研修受講)

## 推進体制

### 「山梨県依存症連携会議」において計画の進行管理、実施機関への助言

### 計画の進捗状況や社会情勢の変化を踏まえ、必要に応じた計画の見直し